

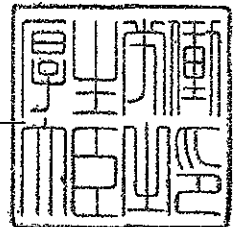
厚生労働省発職第0325001号

平成20年3月25日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要一



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

（略）

九 キャリア形成促進助成金制度の改正

- （一） 訓練等支援給付金について、短時間等職業訓練及び職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に規定する認定実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）の対象者に被保険者になろうとする者を加えるとともに、平成二十二年三月三十一日までの間、次のとおり支給するものとする。

イ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成した事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画（以下「年間計画」という。）に基づき、その雇用する被保険者に職業訓練等を受けさせる中小企業事業主に対し、当該職業訓練等の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の二分の一の額を支給するものとする。

ロ 年間計画に基づき、新たに雇い入れた被保険者又は被保険者になろうとする者に認定実習併用職

業訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては二分の一）の額等を支給するものとする。

ハ 新たに雇い入れた被保険者又は被保険者になろうとする者に有期実習型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては二分の一）の額等を支給するものとする。

(二) 地域雇用開発能力開発助成金について、平成二十三年三月三十一日までの間、年間計画に基づき地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所に雇い入れた被保険者等に職業訓練等を受けさせる事業主に対し、当該職業訓練等の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の二分の一（中小企業事業主にあつては三分の二）の額を支給するものとする。

(三) 中小企業雇用創出等能力開発助成金について、平成二十二年三月三十一日までの間、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三

年法律第五十七号)に規定する認定中小企業者等であつて、年間計画に基づき、その雇用する被保険者等に対し職業訓練等を受けさせる常時雇用する労働者の数が二十人を超えない小規模事業主(商業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五人)に対し、当該職業訓練等の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の二の額を支給するものとする。

(略)

第五 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。